

(案)

「国立大学法人ガバナンス・コード」に関する協力者会議運営要領

令和3年 月 日

「国立大学法人ガバナンス・コード」に関する協力者会議決定

「国立大学法人ガバナンス・コード」に関する協力者会議（以下、「会議」という。）の運営に関しては、以下のとおりとする。

（議事の公開等）

第1条 会議は原則として公開して行う。ただし、公開することにより協力者会議の円滑な実施に影響が生じるものとして、非公開とすることが適切であると会議において認めた場合には、公開しないことができる。

（会議資料の公開）

第2条 会議で配布される資料については、原則として公開するものとする。ただし、公開することにより会議の円滑な実施に影響が生じるものとして、非公開とすることが適切であると会議において認めた場合には、資料を公開しないことができる。

（議事要旨の公開）

第3条 会議において議論された内容については、議事要旨を作成し、原則として公開するものとする。ただし、第1条の規程により、会議が非公開となった場合は、これを公開しないものとする。

（雑則）

第4条 前各条で定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議において定める。